

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年10月17日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 森 健二

- 1 契約の概要
鶴見区馬場四丁目地内下水道本管緊急補修工事
(内径250mm管きょ更生工 一式)
- 2 履行（納品）場所
横浜市鶴見区馬場四丁目10-27番地先から12-30番地先まで
- 3 契約日
令和元年9月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和元年9月3日から令和元年10月31日まで
- 5 契約金額
¥4,444,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥404,000. -)
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目32番15号
株式会社日工
代表取締役 吉岡 幸弘
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
鶴見区馬場四丁目地内において内径250mm合流下水道本管の破損により管内排水が民有地へ流出しており緊急性が高かったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜建設業協会鶴見区会構成員であり、下水道管内面補修工事等の経験が豊富であることから、緊急補修工事に選定した。
- 9 所管課
鶴見区鶴見土木事務所